

## 県立学校における新型コロナウイルス感染症に関する対応について（通知）

（本県への「まん延防止等重点措置」の適用に係る対応について）

全国では、感染力が極めて強いオミクロン型変異株への置き換わりが進み、感染者数が連日、過去最多を更新するなど感染の第6波に入っております。本県においても、1日の新規感染者数が3桁を超え、1月25日には過去最多の153名が確認されるなど、急激な感染拡大が続いております。これ以上の感染拡大を阻止し、本県の医療体制を維持するため、本県において、1月27日から2月20日まで、新型インフルエンザ等特別措置法に基づく「まん延防止等重点措置」が適用されることとなりました。

県立学校における新型コロナウイルス感染症に関する対応については、令和3年7月5日付け通知に示すとともに、令和4年1月12日付け及び1月19日付け通知により、1月26日まで特別集中対策に取り組んでいるところですが、1月27日以降の「まん延防止等重点措置」の期間においては、下記により適切に対応するよう、県立高校及び特別支援学校に対し通知するとともに、小中学校についても市町村教育委員会に対し同様の対応を依頼しております。

### 記

#### 1 基本的な感染防止対策について

引き続き、マスク（不織布製が望ましい）の着用や、こまめな手洗い、消毒、ゼロ密（密閉、密集、密接の全てを避ける）、換気の励行などの基本的な感染防止対策を改めて徹底すること。

#### 2 健康観察の徹底について

- 家庭の協力を得ながら、生徒の登校前の健康観察を改めて徹底すること。風邪症状等をはじめ、腹痛や下痢、倦怠感など体調に変化がある場合は、登校を控え、医療機関を受診するよう促すこと。また、同居の家族に風邪症状等がみられる者がいる場合は、登校を控えることについて、改めて家庭の理解と協力を呼びかけ、徹底を図ること。
- 登校後においても生徒の体調の観察に努め、不調を把握した場合は、養護教諭等と連携し、抗原検査キットの活用も含め、迅速な対応を取ること。
- 教職員については、教職員は多数の生徒等に接する業務であることに鑑み、各学校において、教職員が発熱等の風邪症状がある時には休みを取り、積極的に受診しやすい環境を整えること。

#### 3 学習活動におけるマスク着用の徹底について

オミクロン型変異株は感染力が強力であることから、体育の授業も含め、学習活動はマスクを着用してできる内容に限定すること。（呼吸困難などの健康被害等に注意するこ

と。)

#### 4 校外学習等について

- 校外学習等は、実施の可否を慎重に検討し、重点措置区域<sup>※</sup>の学校では他市町村への移動を自粛すること。また、その他区域の学校では重点措置区域への移動を自粛すること。
- 県外移動を伴うものは、移動先の感染状況をこまめに把握し、実施の可否を慎重に判断すること。感染が多い地域<sup>※</sup>への移動は控え、感染が多い地域以外への移動にあっても、保護者等関係者に丁寧に説明の上、承諾を得るとともに、全行程において基本的な感染防止対策と「うつさない」、「うつらない」行動を徹底すること。
  - ※ 1月25日現在の重点措置区域は、山形市、鶴岡市、酒田市、三川町、庄内町、遊佐町
  - ※ 感染が多い地域とは、政府の緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の対象区域、直近1週間の10万人あたりの陽性者数15人以上となっている地域、その他、地方公共団体が県境をまたぐ往来の自粛を呼び掛けている地域

#### 5 部活動について

- 自校内の活動とし、マスクを着用しても活動できる負荷の内容に限定すること。(呼吸困難などの健康被害等に注意すること。)
- 練習試合等の他校等との交流、合宿等宿泊を伴う活動は停止すること。
  - ※ 全国大会等(予選を含む)への出場は、県外移動も含め可とするが、移動先等での練習試合等の交流は実施不可とする。(県教育委員会として、全国大会の予選等を除き、大会の開催は中止又は延期を要請するとともに、全国大会等の予選も無観客の開催を要請する。)
- 重点措置区域の学校は、平日は週4日、1日90分以内の活動とし、土日祝日は活動を停止すること。
- 参加者について、自校の生徒、顧問、部活動指導員、学校が正式に委嘱した県内在住の外部指導者に限ることとし、OBや保護者等は参加させないこと。
- 部活動を始める前に別紙「部活動感染防止対策チェックリスト」(令和4年1月27日～2月20日版)により感染防止対策を改めて点検し、特に以下について徹底すること。
  - ・活動前に活動場所で顧問が検温を実施する等、参加者の健康観察を徹底し、風邪症状等がある場合には帰宅させ受診を促すこと。
  - ・感染リスクの高い更衣室や部室の密を避けた使用やマスクを外した状態での会話を控えることについて指導を徹底すること。
  - ・部活動前後、特に下校時におけるマスク着用の徹底を指導すること。また、部活動前後での集団での飲食は控え、部活動終了後はすみやかに帰宅するよう促すこと。

#### 6 県外との往来等について

- 大学の受験等のため、感染が多い地域を含め、県外への移動が必要な生徒については、保護者の方々も含め、感染リスクの高い行動は避け、日頃の体調管理に努めるよう呼びかけること。特に、無料のPCR検査等の活用を促すとともに、咳や発熱等の症状がある場合は、速やかに医療機関を受診するよう促すこと。

- 教職員についても、可能な限り出張は控え、Web会議等を活用すること。感染が多い地域への出張は慎重に判断すること。私用に係る移動にあっても同様とすること。

## 7 ワクチンを接種できない児童生徒等の感染防止について

- 教職員は、ワクチンを接種できない児童生徒も含む多数の児童生徒等に接する業務であることに鑑み、公私の別なく、感染防止対策を徹底すること。
- ワクチン接種の対象年齢に満たない児童などワクチンを接種できない方等の家族等は、できるだけ感染リスクが高い行動を避け、体調に不安がある場合などには家庭内でもマスクを着用するなど感染防止対策を徹底することについて、家庭の理解と協力を呼びかけること。

## 8 学校医等との連携体制について

地域によっては保健所の業務がひっ迫し、学校関係者に感染が確認された際の濃厚接触者の特定等の調査が遅延するおそれもあることから、通常時から学校医や学校薬剤師等と連携・相談体制を確認しておくこと。

## 9 その他

- 小中学校における臨時休業等の学びの保障への対応については、令和4年1月21日付け義教第804号「コロナ禍における児童生徒の学びの保障について（依頼）」により通知しているところですが、引き続き、各学校に整備された1人1台端末の活用等による児童生徒の学びの保障について配慮すること。
- この通知の取扱いは、「まん延防止等重点措置」期間である1月27日から2月20日までとする。2月21日以降の取扱いは、今後の感染状況等を踏まえ、別途通知する。

### 【問い合わせ先】

〈高等学校に関すること〉	高校教育課	TEL023-630-3067、3106
〈特別支援学校に関すること〉	特別支援教育課	TEL023-630-3346
〈部活動、スポーツ少年団活動に関すること〉	スポーツ保健課	TEL023-630-2562
〈小中学校に関すること〉	義務教育課	TEL023-630-3416
〈教職員に関すること〉	教職員課	TEL023-630-2563